

平成29年白浜町議会第3回定例会 会議録(第5号)

1. 開 会 平成29年9月21日 白浜町議会第3回定例会を白浜町役場
議場において10時00分開会した。

1. 開 議 平成29年9月21日 10時01分

1. 閉 議 平成29年9月21日 15時16分

1. 閉 会 平成29年9月21日 15時16分

1. 議員定数 14名

1. 応招及び不応招議員の氏名
第1日目のとおり

1. 出席及び欠席議員の氏名

出席議員 14名 その議席番号及び氏名は、次のとおりである。

1番	辻	成紀	2番	西尾	智朗
3番	古久保	恵三	4番	溝口	耕太郎
5番	丸本	安高	6番	水上	久美子
7番	廣畑	敏雄	8番	三倉	健嗣
9番	長野	莊一	10番	岡谷	裕計
11番	南	勝弥	12番	玉置	一
13番	楠本	隆典	14番	堀	匠

欠席議員 なし

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名は、次のとおりである。

事務局 長 泉 芳明 事務主査 山本 琢人

1. 地方自治法第121条の規定により、議場に出席した者の職氏名は、次のとおりである。

町 長	井 潤	誠	副 町 長	林	一 勝
教 育 長	山 中	雅 巳			
富田事務所長					
兼農林水産課長	古 守	繁 行	日置川事務所長	寺 脇	孝 男
総務課長	榎 本	崇 広	税 務 課 長	濱 口	伊 佐 夫

民生課長	三 栖 健 次	住民保健課長	廣 畑 康 雄
生活環境課長	玉 置 孔 一	観光課長	愛 須 康 徳
建設課長	坂 本 規 生	上下水道課長	久 保 道 典
会計管理者	中 本 敏 也	消 防 長	大 江 康 広
教育委員会			
教育次長	高 田 義 広	総務課副課長	山 口 和 哉

1. 議事日程

- | | | |
|---------|--------|--|
| 日程第1 | 議案第60号 | 平成29年度白浜町一般会計補正予算（第2号）議定について |
| 日程第2 | 議案第61号 | 平成29年度白浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）議定について |
| 日程第3 | 議案第62号 | 平成29年度白浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）議定について |
| 日程第4 | 議案第63号 | 平成29年度白浜町水道事業特別会計補正予算（第1号）議定について |
| 日程第5 | 議案第64号 | 平成28年度白浜町水道事業特別会計未処分利益剰余金の処分について |
| 日程第6 | 議案第65号 | 和歌山県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び和歌山県市町村総合事務組合同規約の変更に関する協議について |
| 日程第7 | 報告第5号 | 第51期白浜観光自動車道株式会社経営状況の提出について |
| 日程第8 | 報告第6号 | 第20期南紀白浜コミュニティ放送株式会社経営状況の提出について |
| 日程第9 | 報告第7号 | 平成28年度公益財団法人白浜医療福祉財団経営状況の提出について |
| 日程第10 | 議案第76号 | 工事請負契約の締結について |
| 追加日程第16 | 議案第77号 | 土地の処分についての議決の変更について |
| 追加日程第17 | 発議第6号 | 議案第77号 土地の処分についての議決の変更についてに関する付帯決議 |
| 日程第11 | 発議第4号 | 監査請求に関する決議 |
| 日程第12 | 発委第5号 | 「全国森林環境税」の創設に関する意見書の提出について |
| 日程第13 | 発議第5号 | 議員派遣について |
| 日程第14 | 発委第6号 | 閉会中の継続調査申出書（議会運営委員会・総務文教厚生常任委員会・観光建設農林常任委員会・議会広報特別委員会） |
| 日程第15 | 発委第7号 | 閉会中の継続審査申出書（決算審査特別委員会） |

1. 会議に付した事件

日程第1から日程第15・追加日程第16から追加日程第17

1. 会議の経過

○議長

皆さん、おはようございます。

ただいまから白浜町議会平成29年第3回定例会5日目を開会します。

ただいまの出席議員は14名です。

本日は写真撮影を許可しております。

開議に先立ち諸報告を行います。

番外 事務局長 泉君

○番外（事務局長）

諸報告を行います。

本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

本日、議会閉会後に議員懇談会の開催を予定していますので、よろしくお願ひします。

以上で諸報告を終わります。

○議長

諸報告が終わりました。

決算審査特別委員会の委員長、副委員長が決定しました。

委員長に14番 堀君、副委員長に13番 楠本君と決定いたしましたことをご報告いたします。

これより本日の会議を開きます。

(1) 日程第1 議案第60号 平成29年度白浜町一般会計補正予算（第2号）議定について

○議長

日程第1 議案第60号 平成29年度白浜町一般会計補正予算（第2号）議定についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

3番 古久保君

○3番

12ページの国際交流費の補助金として52万7,000円入っています。説明では果川市のバレーボールの交流だとお聞きしているんですけども、こちらからのバレーボールの選手はどのような形で選ばれたのか。その選手に対する補助金、そしてまた、付き添いに対する補助金、どこまでされているのか、その辺のところ。

○議長

番外 総務課長 榎本君

○番外（総務課長）

このバレーボールは民間交流ということで、例年継続的にしていただいておりますが、常に補正予算という形でお願い申し上げますのは、果川市との協議のなかで今年も実施するかどうかという協議が整った段階で補正をお願いしてございます。当初では計上していない部分でございます。民間交流ということですので、白浜の選手もいらっしゃるんですけども、田辺の選手、そうした方々でバレーボールの活動をされている方々に、毎年行っていただいておりますので、町からお声かけをして、当然補助金という形なので、2分の1程度になるんですが、自己負担もあるなかで、選手を集めて今年もいけるかどうかというご協議をいただいた上で、今年も皆さん集まって果川市と交流という形で行っていただくという意向が固まりましたので、今回同じように補正をさせていただいているところでございます。

○議 長
3番 古久保君

○3 番
白浜町としては2分の1という補助率ということでありました。この対象者は学生でなしに一般の方々ですか。

○議 長
番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）
常に一般の方ということで、私も学生の方もいらっしゃるのかなと思ったのですが、今聞きますと、その方はいないということで、成人の方ということです。

○議 長
8番 三倉君

○8 番
16ページの教育費の富田中学校の屋内運動場改築事業のなかの設計委託料です。
2,300万円ほど上がってるんですけども、先般も建物の問題でごたごたあったように、白浜第一小学校であったんですけども、設計委託料というのは設計だけで、あとの施工監理みたいなのはこの金額のなかには含まれるのですか。含まれないのですか。

○議 長
番外 教育次長 高田君

○番 外（教育次長）
実施設計の委託料、それから地質調査委託料でございます。施工監理はまだ入ってございません。

○議 長
8番 三倉君

○8 番
先般の白浜第一小学校の場合でしたら、結局施工監理の段階の問題があったんとかちがうかなと思ったりするんです。報告があったり、なかったりということのなかから、行き違いが出ているように思うわけですけども、またぞろないよということ。

それと、下の地質調査の委託料270万円の金額についてはどうこうないんですけども、これも先般の白浜第一小学校の場合だったらボーリングした位置がどうこうということがあ

ったんですけども、その辺については今回どうなのでしょう。

○議 長

番外 教育次長 高田君

○番 外（教育次長）

今回の調査を行うボーリングは3本なんですけども、富田中学校の場合は校舎建ったときの資料もございますので、その分もあわせて調査させていただくということになっております。

○議 長

3番 古久保君

○3 番

今、旧資料があるからと答弁をいただきました。

これ、第一小学校も旧資料に基づいて、ああいう基礎の図面ができたんです。それが大幅に変更されている。現場の調査不足なんです。だから、その辺、本当に基本的に一番建物で大事なのはこの調査なんです。現場の調査、地質の調査、地下の調査。これが今後の震災や防災に影響してくるんです。だから、その辺をきちんと。

この調査が怠ったことが北富田小学校もそうでしょう。あれ肝心なところ、杭が足らなんだですよ、やわらかいところが。途中で追加したんですよ。だから、みんな基礎の段階でいろんな問題が起きているんです。フィッシャーマンもこのあいだの一般質問で言いましたけども、フィッシャーマンもそうですよ。だから一番肝心なところなんです。ここにきちんとしたお金をつぎ込んで、これだけ調査したら安心やなという状況が出てこなったら、これみんな子どもに影響するんですよ。だからその辺のところをもう少し慎重に考えていただかなら。もうちょっと答弁をいただきたい。

○議 長

番外 教育次長 高田君

○番 外（教育次長）

この調査費用のなかで、もう少し検討してまいりたいと思います。

○議 長

3番 古久保君

○3 番

調査は慎重にやっていただくのは当然していただきたい。

それから、現場の設計監理。実施設計とまた別なんです。今、三倉議員からも質問ありましたけれども、現場監理の設計、この担当者は常に契約の中では毎日常駐するか。それとも1週間、工程会議のときに来られるか。1週間の現場での問題点、どういうものがあつたか、どういう変更があつたかというのは工程会議のなかでやるわけですね。その芯になるのが監理設計なんです。監理設計の担当者と請負業者の現場監督と密に話をして竣工にこぎつけるわけなんです。

一番基本的な大事なところ、だから第一小学校はすべてにおいて、調査の段階から、基礎の段階から、実施設計段階、それから途中の工程会議、この工程会議が密にできていなかったから、今竣工しておめでたいなという状況になって、子どもらが気持ちよく通っている学校で、いまだぐつぐつと大人の社会でもめているんです。こんな恥ずかしいことを教育委員

会として考えてもらわなんだら。そこらへん大人の社会に子どもを引き込まんようにもっと慎重に。建物建てたらいいだけじゃないんです。これに魂がこもってなかったらいかんのです。建物建てるだけでなしに、耐震構造するだけじゃないんです。なかで子どもが生活、勉強しているんです。それをもっと基本的に考え直していただきたいなど。

これからの建物、今、公共建物の見直しという形で冊子も出ていますね、町長。公共の建物すべて古くなってきている。そこへいくまでの段階、そこできちんとしたものをつくっていただいたら、予算的にしんどいかなと、財政も苦しいなというなかで、節約されたら困るんです。取り組む限り、きちんとした予算によって、きちんとした建物を建ててやってほしいと思いますので、なんとかその辺のところ徹底して、設計監理も徹底してもらって。仕様書では2人常駐という形で書いていても、設計監理が毎日毎日来ている、2人も常駐しているというところはないと聞いておりますので、そういうことでなしに、入札して請負しているのですから、設計にしても請負しているのですから、その辺のところ、請けた限りはきちんと責任持ってやってもらうということをお願いしたいと思います。

○議 長

要望ですので、しっかりとしてください。

13番 楠本君

○13 番

お二人の議員の質問にも関連するわけですが、参考資料28-2でも載っております。工期が約34カ月でございまして、今回の申請は2,625万円ですが、その住環境を見たときに、富田中学校の運動場は雨のときにはかなり昔から排水が悪いということもありますし、今の2人の議員のボーリングについても十分精査してもらいたいと思います。

それと、1つは10億3,000万円の総事業費なんですが、最初に幼稚園の解体事業からかかるべきではないのかなと。ご存知のように、あそこは今の体育館の前側では住宅工事がかなり進んでおります。そういうことも含めて、幼稚園の解体については付近住民からも言われておりますので、全員協議会のなかで年表もらったのかもわからんのですけども、失念しております。やはり年表のなかにおいて、幼稚園の解体事業がどの時期に行われるのかということも含めて、地元からも早い時期に解体してもらえんのかなという意見がありますので、その点についてはいかがでしょうか。

○議 長

番外 教育次長 高田君

○番 外（教育次長）

今はまだ基本設計が終わった段階なので、そのなかでのスケジュールのことなんですけども、議員おっしゃられるように、基本設計のなかでも、工事としてはまず旧富田幼稚園舎等を先に着手する予定になっております。

○議 長

13番 楠本君

○13 番

急ぎませんので、工程表、年表的なものがあればいつかの機会に提示していただければと思います。よろしく申し上げます。

○議 長

この件につきましては、実施設計が出来上がった時点で報告があるろうかと思しますので、そのときに詳細なスケジュール等もよろしくお願いをしたいと思います。

11番 南君

○11 番

今の関連するんですけども、体育館というのはどうしても避難所に使用するのは多々あると思うんですけども、地盤の高さ、設計段階においてある程度地盤を上げてほしいとか、そういう指導というのは設計段階でこちらからするんですか。

要は中学校のところ、グラウンドを含めて低いでしょう。だから、せめて今回するところだけでもある程度上げてもらうような。町からこのくらいの高さに上げてほしいとかそういう指導は出す予定なんですか。

○議 長

敷地全体のかさ上げという質問であったと思いますが、そこらの方向性は出ておりますか。

番外 建設課長 坂本君

○番 外（建設課長）

今、基本設計の詳しい資料を私は持ち合わせていないんですけども、全体のグラウンドの高さを上げるとかそういうことは今のところ考えてはないですが、新しく建てる体育館につきましては、現地盤より多少上がる形になっていると思います。

○議 長

8番 三倉君

○8 番

18ページの災害復旧費なんです。

災害復旧費のなかで11の3の1の工事16、夢の里エレベーター設備補修工事費ということで396万円ほど上がっているんですけども、このエレベーターの設備の補修というのはなぜ災害復旧と関係するのかなということがわかりにくいものですから、お願いします。

○議 長

番外 民生課長 三栖君

○番 外（民生課長）

この工事につきましては、去る6月21日の記録的豪雨により、エレベーターピットの内部より雨水が流れ込んで、排水作業を行ったが、流量が多くて、結局ピット内に約40センチ浸水したことによって、昇降モーター及びその関連設備が冠水して破損したものでございます。それによって、この部分につきましては災害復旧の補助金等の申請を現在しておるところでございます。

○議 長

8番 三倉君

○8 番

答弁の中で補助金を受けたらということだったんですけども、その質問で補助金の対象にならなかったのかということ質問したかったわけです。

それと、6月21日の雨でこうなったということですけども、今後も雨が流れ込むということも考えられることもあるんじゃないかと思うんですけども、そういうことについての対応はこの金額に含まれているんですか。

○議 長
番外 民生課長 三栖君

○番 外（民生課長）

今後の対応なんですけども、モーターの設備の破損の復旧とピット内のコンクリートの凝固材を注入して雨水の流入を止めるような工事も含んでございます。

○議 長
8番 三倉君

○8 番

そしたら、工事含まれているということですから、今後、6月21日くらいの雨がきた場合、このようなことが起こらないと解釈したらよろしいですか。それに対する防災的なものを行っているという解釈でよろしいですか。

○議 長
番外 民生課長 三栖君

○番 外（民生課長）

この漏水防止工事をすることによって、止まるということですから、この工事、完全に止めるようになるかといったら、なかなか難しい部分があると聞いてます。今回この工事を施工してほぼ止まるであろうというのを施工会社から聞いてございます。

○議 長
7番 廣畑君

○7 番

12ページの戸籍住民基本台帳費の住基システム改修委託料205万2,000円と、その上の総務管理費、電算情報費の電算システム改修委託料687万5,000円。

このあいだ説明をお聞きしたら、マイナンバー制度導入に関するシステムの改修であるとお聞きしました。基本的に大もとがおかしいなと今までも思ってきたわけなんですけど、ちょっとお聞きしたいんです。

この間システムを導入して、国もどんどん進めてきていますけれども、例えば、実態として役場の窓口などで、マイナンバーのカードを取得せよとか、それぞれ通知されていますけれども、個人番号を通知されて2年ほどになると思います。通知の票を大事にしまって、わからんようになったよという方もおられると思いますし、そうしたなかで、年金の改定、あるいは毎年の年金の報告などのときに、自分自身のマイナンバーあるいは家族、同居している人のマイナンバーを記録してくれというお願いが届いてあるし、私も以前届きました。そうしたときに、わからんよというなかで、役場に問い合わせに来たりするわけなんですけども、基本的にそうした対応のなかで、懇切な対応がどのようなされているのか。あるいは、そうしたことが窓口で電話でも問い合わせがないのかどうか、その点はどうでしょうか。この補正予算に関わってお聞きしたいと思います。

○議 長
番外 住民保健課長 廣畑君

○番 外（住民保健課長）

議員のご質問の改修の委託料なんですけども、こちらにつきましては、国からの通達によって、予算自体はマイナンバーカードの旧姓と本名の記載が併記できるようにするためのシ

システムの改修になるところでございます。

議員おっしゃった窓口での問い合わせ、通知カードをなくしたという問い合わせにつきましては、再発行等のご案内をさせていただいているところなんですけども、基本、やはりご本人の希望で進んでマイナンバーを作成いただくと。窓口では作成していただいたのちに、不要だったとかそういう方もいらっしゃるのが現状で、あくまでマイナンバー、個人本人がやっていただくというのに主眼を置いております。

○議 長

7番 廣畑君

○7 番

年金の問い合わせについて、わからんということで教えてくれと。別にせんでもいいのに、私は知られたくないんや、あるいは記載したくないんやという場合に、年金機構では別に記載がなくてもいいよということでした。以前、不確かなこと言うたらあかんのですが、例えば年金の申告であるとか、所得税、住民税の申告の際に記載する欄があるんですけども、年金の場合はかまんねよということが年金機構のなかで、交渉のなかでそうしたことは記載なくても受け付けますよということですし、税務当局もそういう対応ができるのところがうかなと思うのですが、きちんと上部とといいますか、町民に対する対応、このシステムがあるからといって、例えば、簡単に住民票に書いてあるから住民票を取ってくれたらいいよということでもなしに、慎重な対応を求めたいと思いますが、その点についてはどうですか。

○議 長

番外 住民保健課長 廣畑君

○番 外（住民保健課長）

あくまで議員がおっしゃるように、個人番号ですので、個人情報ですからこれからどんどんその番号によって情報が入っていくということになってくると思いますので、十分慎重な対応をしてまいりたいと思います。

○議 長

8番 三倉君

○8 番

15ページ、6の3の3、漁港管理費の測量委託料ということで、説明で袋の深淺測量ということで200万円上がってるんですけども、これ深淺したら、あと工事費。取ることにしての仕事が出てくるけど、それは。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

当然この測量委託料というのはどのくらいの深さがあるということを調べさせていただきます。それをしないとある程度土量とかわかりませんので、その結果を見まして必要な工事費等々を改めて計上させていただくということになってきます。

○議 長

8番 三倉君

○8 番

年度内に測量して、来年度かにそうした格好で上がってくると解釈してよろしいですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

まずどのくらいの事業費ということの範疇もございますから、必ず来年度の当初予算に上げられるか上げられないかというのはちょっと今の時点ではお答えできないんですが、私ども農林水産課としましては、今回この測量委託を発注しまして、3月に一定の量がわかってまいりますから、わかった時点で予算計上を財政当局にお願いして施工できればという考えでございます。

○議 長

3番 古久保君

○3 番

関連するんですけども、18ページのエレベーターの件。

先ほどの課長の答弁をお聞きしてちょっと感じたんですけども、ピットに雨水が入る。その原因、水道はわかっているのか。その辺の事前の調査はされたのか。そのピットのなかに水が入ってくるということは外から入ってくるんやから、その辺のところをきちんと調査されての予算組みをされているのか。水というのは中からなんぼ押さえても止まらない。原因がわかったら外から押さえなんだから。そこらもうわかっておられると思うけど、答弁聞いていたら本当にちゃんとしてくれているのかという気持ちになりましたので、その辺の確認。

それと、業者の方が多分調べていると思うんですけども、その辺のところ決まっておるのか。責任持ってそういうところを調査されているのか。その辺だけちょっと聞かせてください。

○議 長

番外 民生課長 三栖君

○番 外（民生課長）

ピット内の流水については、議員おっしゃるとおり、内壁からのしみ出しで水がたまってきたものでございます。これにつきましては、議員おっしゃるとおり、外から止めるのが一番確実なんですけども、なかなか今建ってしまっている施設なので、外から工事をするというのが難しいということ聞いてございます。そのなかで今できる工事としてはこの凝固材を打ち込んで止めていくという工事が一般的であるということで業者とも話し合っただけでいこうかという形になってございます。

○議 長

13番 楠本君

○13 番

17ページと参考資料28-3。「みんな集まれ、しら・はぐフェスティバル」の関係です。

この分については、従来から取り組んでいる部分について、今年は東京オリンピックの機運を盛り上げていくということで、なんら問題はないと思うんです。

ただ、この21日、22日というのは、新聞紙上では冒頭解散と噂されておりますし、22日が投票日になる可能性もあります。そうしたなかにおいて、すでに予定されて各種団体は予定も組んで準備もされているのだろうと思うんですけども、この体制については十分な体制を整えていけるのでしょうか。今年は約1,000万円の予算もついておりますし、そ

れだけの事業費がつくということは、大変人手もかかると思うんですけども、その点の考え方についてお聞かせ願いたい。

○議 長

番外 教育次長 高田君

○番 外（教育次長）

今のところ実行委員長、副委員長、事務局とで検討して、実施をしていきたいと考えております。最終については10月上旬の実行委員会でお諮りして、決めさせていただくことになるんですけども、日程変更も難しいですし、この当日で、選挙のないときの状態というか、しら・はぐの関係課の職員も多く関わってくるなかで、それと、一般の方で事業等に関わってくる方もおられると思うので、今ある予定の事業がすべてできるかどうか精査しているところですけども、できないところは仕方がないので規模を縮小するか、中止をするかで規模の見直しを行った上でやっていきたいと考えております。

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

（なしの声あり）

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第60号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第60号は原案のとおり可決されました。

（2）日程第2 議案第61号 平成29年度白浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）議定について

○議 長

日程第2 議案第61号 平成29年度白浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）議定についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

7番 廣畑君

○7 番

9ページ、歳出。8保健事業費、項、特定健康診査等事業費の特定健診等の委託料になるわけなんですけども、今まで4月以降、特定健診などもやってこられていると思うんですけども、補正予算を上げて、やはり足らなかったということなんでしょうか。

それから、データヘルス計画作成委託料324万円ということなんですけれども、来年度に向けてどのような。5日の説明のときに聞き逃したかもわからないので、このデータヘルス

作成事業についてと、この2点についてお尋ねします。

○議 長

番外 住民保健課長 廣畑君

○番 外（住民保健課長）

まず1点目の特定健診の委託料の増についてですけれども、これは議員おっしゃったように、9月以降の受診者の増を見込んでおります。50人分くらいが足りないかということで今回補正をさせていただくものでございます。

それから、データヘルス計画につきましては、主な目標については医療費の抑制なんですけれども、特定健康診査の結果等を押さえて、データ分析をして効率的な保健事業を行うための計画でございます。これをつくってポイントを押さえるといいますか、何歳代の健診が足りないとか、そういったものをデータ上で確認をして、医療費の抑制に努めていくという計画でございます。

○議 長

7番 廣畑君

○7 番

データヘルス計画作成委託料という、医療費の抑制ということはそれはそれでいいと思うんです。今までの一定の取り組みも含めて計画されるのかなと思うんですけれども、それと来年度に向けてのこれをやっておいて大きな布石かなと、基礎資料になるのかなと思うわけなんです。そうしたデータヘルス計画、過去どのくらいにさかのぼって今の白浜町の状態を確認して、今後に活かしていくと思うんですけれども、そうした点についてもう少し具体的な説明をいただけたらと思います。

○議 長

番外 住民保健課長 廣畑君

○番 外（住民保健課長）

データヘルス計画につきましては、国の補助金をもらいだしてから、平成27年度末に議員にもお渡しさせていただいたんですけれども、平成28年3月に一度つくりました。第2弾として平成29年3月に医療費分析を行っているところでございます。平成28年度については前年度、平成27年度を対象にして、データをつくって、ここは長期的に単年度の実施計画の策定もするんですけれども、中長期的な計画を策定して、健康問題を明確にするといいたいでしょうか、特に予防ができる生活習慣病を抑えて、最終的に医療費の抑制につなげていきたいと考えてございます。まず、あくまでポイントを押さえて、医療費分析を行うというところでございます。

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

（なしの声あり）

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第61号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

異議なしと認めます。

従って、議案第61号は原案のとおり可決されました。

(3) 日程第3 議案第62号 平成29年度白浜町介護保険特別会計補正予算(第2号)
議定について

○議長

日程第3 議案第62号 平成29年度白浜町介護保険特別会計補正予算(第2号) 議定
についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第62号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

異議なしと認めます。

従って、議案第62号は原案のとおり可決されました。

(4) 日程第4 議案第63号 平成29年度白浜町水道事業特別会計補正予算(第1号)
議定について

○議長

日程第4 議案第63号 平成29年度白浜町水道事業特別会計補正予算(第1号) 議定
についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

12番 玉置君

○12番

布設替のところは江津良でよろしいですね。170メートル、2,230万円。これは漏水関係で替えるのか、耐用年数が来たから替えるのか、耐震化を促進したのか。その辺の事情を教えてくださいませんか。

○議 長

番外 上下水道課長 久保君

○番 外（上下水道課長）

既設の管が鋳鉄管で昭和54年に入れ替えてございます。入れ替えて38年経っているんですけども、耐用年数は40年ということで、まだ少し年数はございますけれども、既設の管が5月くらいに破裂して水道水が海側に漏れていたというのがわかりまして、老朽化はしていないんですけども、調査したところ、どこで漏れているかわからなかったんです。機械で測ってもわからなかったし、それと海側に漏れていたというのが県道の側溝のヒューム管が海側に出ています、そのヒューム管の中から水が漏れてたということがわかりまして、それで漏れているところが調査した結果わからなかったんですけども、そのヒューム管の近くを一度掘ってみて、その付近で漏れているんじゃないかということで掘ってみたんですけども、掘った結果そこではなかったと。そこらを掘り返すわけにもいかないので、いっそ管を入れ替えたほうがいいのかということで、今回補正をさせていただきました。

○議 長

12番 玉置君

○12 番

そこで、だいたいメーター15万円くらいかかっているのかな。

昨日、監査委員の説明で前年の有収率というのか3ポイント減で、今八十一点なんぼやと。だいたい20%が漏れているという報告がありましたけれども、これがどういう順番でという、そういうものを今後にかけて有収率を上げていくような方針を持たれているのかどうか。その辺ちょっと。

○議 長

番外 上下水道課長 久保君

○番 外（上下水道課長）

議員おっしゃるように、有収率を上げるのを目的に耐震管の布設替をするのが一番いいと思うんですけども、実際にどこで漏れているというのが県道とか町道の路面に水が漏れていたらすぐにわかるんですけども、下に漏れてどこに漏れているかというのがいくら調査してもわからないという部分もございますので、なかなか漏れているところをすぐに直すというのが難しい状況になっております。ですから、老朽化しているところを優先的に直していきたいなと思ってやっております。

○議 長

12番 玉置君

○12 番

しつこいようやけど、3ポイント落ちたというのは非常に問題やなと思うんです。

メーター15万円替えていたらそれくらいのお金がかかるなかで、昨日、監査委員の方は水道料金を低く抑えるような方針でお願いしたいとの発言がありましたけれども、要る費用のことを考えると、水道料金というものに対しても一定の配慮をしていかなあかんのちがうかなと私はそう思うんですけども、その辺、課長はどのようにお考えなのか。

○議 長

番外 上下水道課長 久保君

○番 外（上下水道課長）

メーター15万円くらいはこの現場はかかるんですけども、特にここが高くつく理由をご説明させていただきます。

この場合、県道が60センチほどかさ上げされています。もともともっと低かったと思うんですけども、前の舗装というのがコンクリート舗装しているんです。それを割って今度水道管を入れるということと、県道の半分は必ず県の指導で舗装をし直さないと。水道管工事をしたところだけでなしに、半分は必ずしなさいという指導もありますので、ここは広い部分もかなりあるのでどうしても工事費が割高になってございます。

あと、有収率を上げるとか料金のほうなんですけども、料金は白浜町は他の市町村に比べても安くなっていますので、その辺も含めて今検討している状況でございます。

○議 長

3番 古久保君

○3 番

170メートルですけども、铸铁管。この近辺でどれくらい入っている部分、他にどのくらい入っているのかわかれば、だいたいどのくらいの距離あるのか教えていただきたい。県道で将来铸铁管を替えていかなん距離です。

○議 長

番外 上下水道課長 久保君

○番 外（上下水道課長）

今年工事を発注しているのが阪田の体育館の前をやり替える予定になっています。それまでずっと铸铁管が入っている状況でございます。

○議 長

3番 古久保君

○3 番

ほとんどが铸铁管ですか。

○議 長

番外 上下水道課長 久保君

○番 外（上下水道課長）

はい、そうです。

それと、深さがかさ上げされたということもありまして、今現在1メートル80くらい入っているんです。かなり深く入っているので、今後浅くして入れたいなと思っております。

○議 長

3番 古久保君

○3 番

ということは、瀬戸のあたりから臨海越えて江津良のほうまでずっと铸铁管ということでよろしいですか。

○議 長

番外 上下水道課長 久保君

○番 外（上下水道課長）

そういうことになります。

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第63号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第63号は原案のとおり可決されました。

(5) 日程第5 議案第64号 平成28年度白浜町水道事業特別会計未処分利益剰余金の処分について

○議 長

日程第5 議案第64号 平成28年度白浜町水道事業特別会計未処分利益剰余金の処分についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第64号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第64号は原案のとおり可決されました。

(6) 日程第6 議案第65号 和歌山県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び和歌山県市町村総合事務組合同規約の変更に関する協議について

○議 長

日程第6 議案第65号 和歌山県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び和歌山県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第65号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第65号は原案のとおり可決されました。

(7) 日程第7 報告第5号 第51期白浜観光自動車道株式会社経営状況の提出について

○議 長

日程第7 報告第5号 第51期白浜観光自動車道株式会社経営状況の提出についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

12番 玉置君

○12 番

千畳敷で年々売り上げが落ちていったなかで、よく状況が好転したわけでないのになかなか頑張ってくれたなと思っております。

ただ、決算内容を見ると、リース料等がなくなった56万円がほとんど利益として返っていると。そのなかで1点、みかんまるごとかき氷というヒット商品が出たと書いている。これが145%、これはよくがんばってくれたなど。この状況の悪いなかで、ひとつお尋ねしたいのは、こういうアイデアを出して結果が出たことに対して、経営者側からよくやったなど、報奨金とまでいかなくとも、出してくれた方々の能力をもっと発揮してもらうために、そういった手立てを打っているのか。

○議 長

番外 観光課長 愛須君

○番 外(観光課長)

ただいま玉置議員よりご質問をいただきました。

玉置議員におかれましては、この千畳茶屋についていろいろご心配やアドバイスをいただ

いているところでは、

今、言っていたとおり、みかんまるごとかき氷というのが大変ヒット商品となりました。これは社員を含めてきちんとした戦略を立てて、みかんが売れるということのもと、この商品を開発したところでもあります。

現在におきましても、いろんな商品開発、特に地元産というのがキーワードになるということで、それは白浜だけに限らず、全国の観光地が地元産を売り出す工夫をしておりますので、千畳茶屋におきましても、みかんまるごとかき氷、あと、川添茶の粉末を利用したソフトクリームも現在開発を進めています。

こういう結果に対して、社員も喜びというかやる気もだんだん出てきておりますし、私が平成27年にこの千畳茶屋に関わりだしてから、売り上げは減りながらも何とか黒字を生むという社員の努力、そして社員の表情をみましても、だんだん明るくなって、先ほど申し上げたとおり、やる気も大きくなってきているところでは、

それに対して、会社としての還元ということは本当に大事なことでありますが、なかなかこのような黒字があると言え、少ない状況でありますので、それを直接社員に還元というのが今はできていないところでもあります。

今後この黒字が右肩上がりになるように、社員に一層努力していただいて、それがそのまま社員に還元できるように担当課としてもがんばっていきたいと考えているところでは、

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外 (町 長)

今、玉置議員から非常にありがたいご提言もいただきました。

今まで長年継続してきました、最後のほうに書いてございますけれども、事業報告書の下から4行目にお客様のニーズにこたえるという方針のもと、従業員以下やってきたと思っております。ようやく、結果わずかではございますけれども黒字に転換しておりますので、これを引き続きもっと伸ばしていかないといけないなと思っております。

今後の白浜観光自動車道のあり方につきましては、いろいろ議員各位からご意見をいただいていたところではございますけれども、町の考え方といいますか、もう一度皆様に今回お話しておきたいと思っております。

現状は株式会社とはいえ、町が100%株式を保有している状況でありまして、民営とは言いがたい状況でございます。ここ3年は社員の創意工夫のもと、今申し上げましたように少しの黒字を確保することができておりますけれども、今後の運営を考えた場合、やはり町が株式を持つという町営のような現状では見通し、明るい将来がなかなか確保できない、持つことが難しいと考えてございます。過去からも議会におきまして、白浜観光自動車道の今後につきましては、民間活力の導入、あるいは指定管理などさまざまなご意見をいただいていたところではございますけれども、町としましても、少しではありますけれども、この黒字が継続している現状におきまして、町が買い上げて指定管理、あるいは民間委託という新しい方向性を求めていきたいと考えてございます。

名勝・千畳敷にあるせつかくの建物でございますので、やはり町民の方、観光客の方にも広く愛されて親しまれる施設となつてこないといけませんし、今現在は安直に店を閉じるとか店を売却するということではございませんけれども、さらに観光振興、地域振興に寄与す

る形を模索していきたいと考えてございます。

また、議員各位には改めまして町の考え方をお示しさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上、私から白浜観光自動車道の今後のあり方、今後の方向性をお話させていただきました。

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。

報告第5号は以上です。

(8) 日程第8 報告第6号 第20期南紀白浜コミュニティ放送株式会社経営状況の提出について

○議 長

日程第8 報告第6号 第20期南紀白浜コミュニティ放送株式会社経営状況の提出についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

12番 玉置君

○12 番

これは町の経営ではございませんし、ただ取締役で町長が出ておられるということと、それと白浜町からの負担ではないんですけども、宣伝用に1,400万円くらい売り上げとして計上させていただいているなかで、ちょっと言いたいことがあります。

今のコミュニティの決算書を見ると右肩下がり。番組もよそから仕入れてきている部分があったりのなかで、私、FM放送をいつも聞かないんですけども、これを機に聞いてみました。朝、ちょっとポップ調の英語のようなものが流れてくる。白浜町は老人の方が多くて、年寄りの方にこんなポップ調の音楽ばかり朝からかけて、馴染まんのちがうかなと。もう少し番組構成を考えてもらったらどうかなと思いつつ聞いていたわけです。

それで、取締役会ででも、もっと地元で愛されるような番組づくりをしたらどうなという、番組構成の会議でも今後していただいて、もう少し番組内容について考えてほしいなと思うんです。町長そのときに、これで売り上げが上がるかどうかわかりませんが、もう少し地元で馴染んだ。確かに緊急放送やったり、白良浜のこといろいろしていただいているんですけども、ちょっと私らはあまり聞いていても面白くないなと思うので、ひとつまた、その折あれば、町長から取締役会ででもそう言っていただけたらなと思うんですけども。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番外 (町 長)

今回の事業報告書に書いてございますように、収支につきましては損失計上となっております。わずかではございますけれども、大変厳しい状況になってきていると実感してござ

います。やはり、経済情勢とかいろんな企業におけるスポットとかタイムの取扱い、売上高も若干減り気味になっているということも事実でございます。

私どもも取締役会でもいろんなアドバイスをしておりますし、具体的な方策はないかということで、いろんなアイデアを出しております。そのなかで、ひとつこれからの方向性ですけども、白浜町にせつかくIT企業が9社、10社増えてきておりまして、そこの繋がりとか、いろんなスポンサーにお願いできないかとか、そういったことも今検討しておりますし、他局とのFMとの提携もずっとやってきておるんですけども、まだまだできる部分があるんじゃないかなと思っております。

今度、他のFM局との新しい取り組みとしまして、私も講演する機会があるんですけども、防災情報の発信という大きな目的もございますので、そのところはしっかりとやっていかないといけないと思います。それ以外の売上げをいかに上げていくかということは、地元の皆様にどれだけ聞いてもらえるか、リスナーを増やしていけるかということもあります。当然、他のFM局を参考にしながら、FM T AN A B Eさんとか、湯浅にもございますし、県内にもたくさんございますので、その辺の取り組みなんかも参考にしながら、このFMビーチステーション、南紀白浜コミュニティ放送がどういうふうになれば今後売上げが上がり、そしてまた地元の方にも聞いていただいて、白浜町のなかで十分愛されるような、FM局として機能できるかということ、この取締役会のなかでも検討していきたいと思っております。

年に一度は番組の内容につきまして評価する会議が行われていますので、そのなかでもいろんな意見が出ていると認識しております。まだまだ足りない部分がありますので、そのところは私ももう一度会のなかでしっかりと発言をして、アイデアを出していきたいと思っております。

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。

報告第6号は以上です。

暫時休憩します。

(休憩 11時05分 再開 11時10分)

○議 長

再開します。

(9) 日程第9 報告第7号 平成28年度公益財団法人白浜医療福祉財団経営状況の提出について

○議 長

日程第9 報告第7号 平成28年度公益財団法人白浜医療福祉財団経営状況の提出についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

○7 番

過日、はまゆう病院の経営者の方々と懇談をいたしました。そのときに聞けばよかったんですが、昨年の懇談のときに西富田クリニックの小児科の廃止ということでいろいろとお話を伺いました。今回、そのことについてどうしようかなという思いもあって、よう質問せなんだんですが、はまゆう病院の「はまYOU」という月刊誌を読ませていただきました。そのなかで、西富田クリニックの所長さん、さまざまな医療を経験されて、こちらに赴任されたて、大変貴重な方だなと雑誌から受けたわけなんですけれども、小児科も経験されていますし、過重労働にならん程度で。やっぱり、西富田クリニックで以前の小児科というのは嬉しいよと町民の方から何人も伺っていますし、なぜ廃止なよと。あるいは夕診、夕方仕事が終わって、いろんな急病に対応していただける、子どものそうした病気に対応していただけるということもあってよかったな、いいなと。それがなぜなということ去年聞きましたところ、財団の経済的な理由ということで、なんとも致し方ないなということでした。

今回のそういう所長の兼務とか、仕事を持ったら増えてくると思うんですけども、そうした財団としての采配というか、なかでの組み替えといいますか、お医者さんの確保は難しいと重々わかっているわけなんですけども、そうした町民の願いに町として応えて、財団と交渉をしていくということにはなるのでしょうか。その点についてちょっとお聞きします。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

今、廣畑議員からご提言と申しますかご要望をいただきました。

今回の西富田クリニックの新しい所長さんは女医の方なんですけれども、非常に経験豊富で大阪等で活躍されていた方が今回こちらで採用させていただいたということで、非常に嬉しく思っております。ご本人も幅広く医療の世界に携われるということで、子どもさんから大人、高齢者の方まで患者数が幅広いということで非常にご本人もやる気になっていただいております。

今のご提案、小児科に特化した形、あるいは兼務という形はなかなか難しいかと思っておりますけれども、庁のなかで、あるいははまゆう病院のなかで院長や副院長を含めて、私も理事長でございますので、今いただいた意見を参考にしながらどの程度までできるのか。範囲は限られてくると思うんですけども、やはり広く往診や外来患者を受けていただくのが一番理想でございますので、その辺を大至急検討して、結果のほうは後日報告させていただけるように頑張ってみます。よろしくお願いたします。

○議 長

3番 古久保君

○3 番

この間のはまゆう病院の懇談会で、時間があればと思っていたんですけども、時間がなかったのです。

がんの告知、本人に対して告知の仕方というのはどうされているのか。といいますのは、私の友達が診察は受けてたんです。そしたら急に本人に向かってステージ4とかいうことで、余命2年半ですよということを担当のお医者さんに直接言われた。そして、びっくりして、

うろたえて、私に電話がかかってきたんです。いい先生はいい先生と本人も言ってます。てきぱきとしてもものすごく信頼はおけるけど、急に言われて家族も呼んでないし、本人にじかに伝えたという話があるんです。

その辺のところ、がんに対して本人に伝えているのか。それとも、家族を呼んで間接的にやっているのか、その辺のところお聞かせください。わからなかったらいいですけど。どういう方針でやっているのか。

○議 長

今の質問はかなり専門的な形になろうかと思しますので、今の話をはまゆう病院のほうに重々話していただきまして、報告をしていただくという形でよろしいですか。

番外 住民保健課長 廣畑君

○番 外（住民保健課長）

ただいまご質問いただきました告知の方法につきまして、議長からいただきましたように確認させていただきます。ご報告させていただきます。

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

質疑を終結します。

報告第7号は以上です。

（10）日程第10 議案第76号 工事請負契約の締結について

○議 長

日程第10 議案第76号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

3番 古久保君

○3 番

先ほどもお願いしたんですけども、この図面を付けていただいています。肝心な基礎の図面とか断面図とかそれが付いてないんです。平面というのは絵なので、肝心な建物のところが付いてないので、できたらこれから資料として、特に基礎関係は付けていただきたいなと思いますので、要望です。

○議 長

これから工事請負契約とかそういった類につきましては、参考資料としてもう少し丁寧に添付できる場合は当局にお願いしたいと思います。

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

（なしの声あり）

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第76号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第76号は原案のとおり可決されました。

休憩します。

(休憩 11時20分 再開 11時29分)

○議 長

再開します。

西尾議会運営委員長から報告を願います。

2番 議会運営委員長 西尾君(登壇)

○2 番

休憩中の議会運営委員会の協議の結果をご報告いたします。

当局から1件の追加議案の提出があります。

追加議案1件を日程に追加し、日程の順序を変更し議題とすることになりましたので、ご了承のほどお願いいたします。

以上で報告を終わります。

○議 長

報告が終わりました。

資料を配布してください。

(資料配布)

○議 長

お諮りします。

ただいま当局から提出のありました議案第77号を日程に追加し、追加日程第16として日程の順序を変更し直ちに議題にしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第77号を日程に追加し、日程の順序を変更し直ちに議題にすることに決定しました。

(11) 追加日程第16 議案第77号 土地の処分についての議決の変更について

○議 長

追加日程第16 議案第77号 土地の処分についての議決の変更についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

番外 町長 井潤君(登壇)

○番 外（町 長）

新たにご審議をお願いいたします案件の提案理由につきまして、ご説明申し上げます。

議案第77号 土地の処分についての議決の変更につきましては、平成25年白浜町議会第2回定例会において、議案第52号として議決を経た土地の処分について、その一部を変更したいので、提案するものでございます。

本議案につきましては、中地区旧官有地の払下げに係るもので、平成25年に議決をいただきながら、払下げに着手できておらず、本議会に多大なご心労をお掛けしてございますことに心よりお詫び申し上げます。申し訳ありません。

昭和37年に、町が関係者に成り代わり進めてきた払下げでありますこの課題を解決する責任は町にございます。

そのなかで、国から町に譲与されて以降、行政の対応の拙さが、遅々として払下げが進まない全ての原因であり、この課題の解決に向けてご尽力を賜りました多くの皆様に申し開きのできない大きな責任を痛感する次第であります。

今般、長年国有地を占用していた経過を踏まえ、国の取扱いを準用し、改めて払下げ価格を見直したく提案するものでございます。

議員皆様には、議決を変更するという大変ご迷惑な提案と存じますが、一日も早く払下げを進め、地域の環境整備に取り組んで参りたいと存じます。

今議会でお話したいことは、やはり地元対象者の方々の思い、地元対象者が今まで取り組んできた、そしてまた、町が今まで果たせなかったこの官有地の解決でございます。早くなんとか解決してほしい、目の黒いうちに何とか解決してほしいという地元の皆様方、特に対象者の方々の思いは、私はこのタイミングしかないなど、今しかないという強い思いで今日に至ってまいりました。

やはり、町民の方々にもさまざまなご意見、いろいろな思いがあろうかと思えます。しかしながら、この問題を解決せずして新たな中区の地域振興あるいは活性化というのは私はないと思っております。そのなかで、町民の皆様にはこれから私も含めてこの議決を諮っていただきまして、なんとか可決をいただきいただいた上で、新たなステップに踏み込んでいきたいと思っております。ようやくその状況が完璧とは言いませんけれども、私は整っていると思っております。

この新たな提案で皆様方のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

今一度、皆様方にご理解とご協力を伏してお願い申し上げます。

どうか賢明な判断をお願いする次第でございます。よろしくお願いいたします。

○議 長

続いて補足説明を許可いたします。

番外 総務課長 榎本君（登壇）

○番 外（総務課長）

議案書（P.67～71）に基づき説明した。

○議 長

当局の説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。

11番 南君

○11 番

ちょっとお聞きしたいんですけども、この議案というのは、8,100万円ほどが、変更後に3,400万円になるというのは、自動的にいうたら8,000円の土地が4,000円になると、地形によりますけども、この変更はそれと連動するわけですか。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

質問、どういうことを聞かれているのか理解できないので、申し訳ないです。

○議 長

11番 南君

○11 番

処分の価格は全体ですね。8,123万6,810円が変更3,469万3,150円に。この処分の価格の変更ということは地形によりますけれども、8,000円の土地がこの間の議員懇談会でも説明いただきましたけれども、極論ですけど4,000円になると。その議案と理解してよろしいのですか。これはこれだけで地点の価格の変更とは別なんですか、8,000円が4,000円になるというのと。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

議案につきましては、当然面積と価格ということで提案させていただく分でございます。全員協議会また議員懇談会でもご説明させていただきました標準値の考え方につきましては、基準値を定める価格でございます。この基準値からそれぞれ払い下げ対象者の方の面積、形状、そういう鑑定はすでに入っていますので、基準価格から補正をかけて払い下げることになります。ですから、8,000円の土地があるとすれば、3,000円になるという考え方には間違いはございません。

○議 長

13番 楠本君

○13 番

再提案でございますので、確認をしておきたいと思えます。

昭和42年、海浜事業の昨日の資料にもありましたけれども、3億6,000万円あたりの金額を町の財政から支出しております。そのなかで、中の海浜事業については、私どもは1億5,000万円と今までの審議のなかで聞いていたんですが、実際は2億6,000万円のお金を町負担として出ている。従いまして、平成24年3月に国から譲与を受けた時点で、これは町有地になったということは紛れもない事実であると思うんですが、その点についてお聞かせ願いたい。

さらには、町長から提案理由の説明にあたり、謝罪のお言葉をいただきました。

我々、平成25年6月議会において議決した案件であります。繰り返すことは省略しますが、議会議決とのいうものは重いとは私は思っております。

また、その質疑のなかにおいて官地払い下げ委員長に出した文書においても、町は比較することなく、特殊な物件としてという文言が皆に配布されたと思うんですけども、そういう

ことがございました。そうした町長の話にも議会関係者に謝罪の言葉があったんですけども、私はその部分において、すきっと町長の謝罪の言葉が本当に自分自身も、課長会においても議論した内容が180度転換するというようなことは、私は今まで20年余り議員をやっておりますけれども、初めてであります。

そうしたなかにおいて、やはり今までの取り組み経過については、もう繰り返しになりますけれども、総務課長からも話がありましたけれども、私はすきっとわかりましたということはできないわけであります。

総務課長からこの時期を外したらという話もございました。私は50年も経過したなかにおいて、今なぜ急ぐんですか。賃貸借契約でもいいんじゃないですかと。いや、相手のあることですからだめですという話でした。私は一度立ち止まって、やはりここで賃貸借契約をするということは、町有地でありますから権利が生じます。その後、3年後にでも、2年後にでも関係者と話をして、売却の方向もひとつの方法であると、私は水面下でそのような話もしてきましたけれども、それもかなわず、この提案になったことは私は非常に残念であると申し伝えておきたいと思っております。

1点目の部分について、紛れもない町有地で、町民の血税を支払った町有地である。このことだけの確認をしておきたいと思っております。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

昨日の議員懇談会でも、その部分についてご指摘いただき、当局の考えと伺いますか、そこをご説明させていただきました。

1点目の投下費用という部分につきましては、本来議会なのでもう一度説明させていただきます。

和歌山県の確認を得た上で、財務局に出させていただいておりますけれども、4つの海岸保全事業がございまして、これに対します白浜町が負担した事業費総計は3億6,473万3,897円という数字で県知事の印鑑を押していただいた上で、財務局のほうへ確認として出させていただきました。

この金額についてどのように財務局のほうでご斟酌されて無償譲渡となったかというのは我々の知りえないところでございますが、国有財産法第28条第1号の形からみますと、これに対する費用と土地の評価額と伺いますか、町へ譲渡しようとしたときの国の土地の考え方、ここの差額が白浜町が投下した費用のほうが大きいので無償譲渡となったと。ここは間違いなくそのように感じてございます。

先ほど楠本議員から中地区の海岸保全事業、中浜の海岸事業ですね、ここに投下した費用というのは2億6,926万円でございます。昨日も申し上げましたが、私も一億数千万円という数字が記憶にあって、どこからかということですが、出された文書のなかでそういう数字がございましたが、このなかでもそうなんですが、白浜町がそれで負担した金額というのは2,692万6,000円。ですから、10%になります。一億数千万円というのはどこから出てくる数字かは承知しないんですけども、県がそれに対して負担された費用が1億5,258万667円となつてございます。当然事業ですので、国の負担もいただいております。国が8,975万3,333円となります。

もう一つのご質問の現在の土地は白浜町の土地なのかという確認です。

それにつきましては、議員ご指摘のように、白浜町の財産になってございます。昨日も申し上げましたが、この投資効果に基づいて無償譲渡はいただいておりますが、この投資につきましては海岸保全という目的の海岸保全建設に向けたものでございますので、国と町との間の土地の譲り渡しと申しますか、名義を変更する際の算定根拠として斟酌していただいたもので、この払い下げを進めるにあたり、この費用負担というものがこれに連動するという考え方は町は持っていないということにつきまして、昨日もお答えさせていただいたところです。これは中だけでなく、全体事業した江津良、白良浜もしておりますので、海岸保全をするというのは県の管轄でございますから、県がされるんですけども、当然町のことですから、町が地元負担を支払うということで、これを払い下げ対象者に負荷するとか、そこと利害関係があるということについてはないという考えでございます。

○議 長

13番 楠本君

○13 番

昨日も論点がぼやけていたのか、私の勘違いなのかわからんけども、3億6,000万円のなかで、中の分も入っているわけでしょう。それが1億5,000万円とか一億数千万円というのは私も文書で確認しました。それは違っていたのかなど。課長の話、それはわかっています。そしたら、中の官地の払い下げの部分と町の海浜地にかかる負担額とはなんら関係ないと、連動するものではないとの答弁だったと思います。

しかしながら私が言うのは、町民の税金でその負担金は出されているんでしょうと。だから、町民全体の関わる中の官地もそこに含まれているのと違うかと。町民一人ひとり、官有地を持たれている方だけでなしに、町民みんなの財産であると私はこういう見解を話しているわけなんです。そこがちょっと違っているところだと思うので、何もかも中の官有地の部分については、町民皆で考えていかんならん問題もあるということと言いたかったから、そういう言い回しになったということでございます。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

楠本議員のおっしゃること、十分承知できました。そのとおりであると思います。楠本議員のおっしゃるのも十分熟知できました。

しかしながら、一番最初の取り組みからしましても、町が払い下げを受けたいということではなくて、関係者の皆様方が払い下げを受けたいという思いと、地域全体で環境整備に取り組んでいきたいと、それを踏まえて、そういう思いを代弁して、代表して町が取り組んだ課題でございますので、全体を払い下げいただいた部分については議員のおっしゃる部分は十分熟知しなければならないと思いますが、今回の議案の払い下げ対象者につきましては、その部分と対象者の最初の取り組みという部分は切り分けて物事を考えさせていただきたいと、このように思っております。

○議 長

13番 楠本君

○13 番

3回目の質問になりますので、これで終わりたいと思いますけれども、平成25年第2回の定例会においてはこういう議論がなされないままの議決でございました。これについてはいろいろ町民の方々から今に関連して、なぜ鑑定価格の40%なよとのご批判も私どもも受けているんです。だから、その意味のことを言わせてもらったということで、この件について3回になりますので、この質問は終わります。

○議 長

3番 古久保君

○3 番

常にずっと議員懇談会においても、議会においても同じポイントのところで質問させてもらっています。

やっぱり今まで解決できていない要素というのは町長の口からも課長の口からもありました。平成25年の議会議決、この8,100万円という議決がずっと尾を引いているんです。これを議決するまでの経緯という、また提案するまでの経緯ということも昨日の議員懇談会ではじめて知りました。それを自信を持って提出した8,100万円がなぜここまでもめたかという要素が全然わからないんですね。議員に対する町長の姿勢、この議決に対する町長の姿勢、思い、これももう一つ私の心に響かないんです。やっぱりそこらへんの提出された経緯をまたきちんと。

明くる日に中元さんから陳情書が出て、3カ月のちに町長名で、中元さん宛てにきちんとした答えを送っておられるんです。これが基本的にずっと我々きているんです。平成27年12月議会でも当局側は取り下げました。また、平成28年になって否決という状態になっています。再度またこれを出してきて。

課長の説明では、長年こういう形で残っている土地、もういい加減に解決しなければという気持ちは私は十分持っています。だから、そこらへんの責任というところ、本当に議員全員に対して、私はそのなかに入っていなかったですけども、その当時可決された議員の皆さん方の立場になって、当局側がきちんと謝罪なり説明なりをきちんとして、あとからあとからなんやと出てくる、それが引き金になってもめているんやというところが昨日初めて出てきた。こんな状態でずっとやっていたら、また否決される可能性が十分あるかと私は思うんです。

だから、そこらへんの課長の思い、一生懸命取り組んで今までやってきている今回の資料については、私はそれ以上の資料は出てこないだろうと思うくらい、国も、財務省も、県も、白浜町の歴史の立場。白浜町の中村に抱えている歴史の立場、すべて説明いただきました。もういい加減にせないかなという気持ちを持っています。その辺のところをもう一度町長の口から議会に対して、議員に対して。議会の議決された重みをもう少し気持ち的にわかってもらえんかなというところが伝わってこないんです。その辺どうですかね。

去年、一昨年総務文教厚生常任委員会の席でも、請願書のなかで10回も委員会開いています。検討しているんです。委員会の報告も最終的には議会議決を重んじるべきことという形で締めくくっているんです。やっぱり議会議決というのは重いんです。その辺のところ。我々常任委員会も10回もやっているんですよ。その辺で結論としてきたのは一言です。議会議決を重んじるということで出ているんです。だから、その辺のところをもう少し町長の気持ちをぶつけてもらおう。そして、町長がきちんと答弁されている。町長においても陳情書

においての返事も他の町民から問われても十分説明のできる適正な価格を設定したつもりです。この8, 100万円に対しては町長もこういう答えを地域の陳情書に対して出しているんです。

だから、その時期の町長の思い入れ、これだけの決心でもって返事している町長の思いが、なぜこう変わったのか。変えなければならぬ事情、これは課長から聞きました。だけど、町長からその辺の思いというのは伝わってきてません。その辺はどうですか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

大変私の説明というのが十分でなかったというふうに思っております。平成25年6月の議会議決の重みというのは私は痛感しております、それだけ議決いただいたなかでの判断、あの当時の、先ほど申し上げましたけれども、私自身の行政経験の浅さ、あるいはつたなさ、そういったものがあったと思います。これは私の責任でございますし、不徳のいたすところでございます。

数多く反省すべきところはあるんですけれども、あの時点での判断というのはもう少しこうすべきではなかったかという思いは多々ございます。それで言いますと、例えば、国有地が出されたときに、もう一度踏みとどまって、一歩立ち止まって、再度、庁のなかで検討することができれば、こういった状況になっていなかったのではないかなという思いもございます。ほかにも私が9月に出した中元委員長宛での回答もあの時点では、ほとんど深くは考えていなかったかもわかりませんが、あれが現状では皆様方にもそのことについてお詫びするだけではなかなかわかっていただけない。できればあの時点に戻って、撤回できれば一番いいのでしょうけれども、今はかなわないという状況でございます。

そのなかで、私としましても、いろんなことを総合的に考えてきましたけれども、本当に議決の重みにつきましては、これは議員の皆様もそうですし、私どもももつとその重みを考えなければいけないと思っております。

しかしながら、今回の再提案というのは、議決いただいたことについては、これは時間を元に戻せませんので、これはできるだけ多くの機会をとらえまして、あのときの私の判断は間違っていたということでお詫びをしたいと思っております。町民の皆様にもあのときの判断は非常に申し訳なかったということで、お詫びをしたいというふうに心から思っております。

その上で、これから過去は取り戻せませんけれども、もう一度原点に立ち返ったときに、払い下げを基本としてやっていくというのが町の基本的なスタンスでございますし、今後町民の皆様にもできるだけわかりやすい説明も、これが可決されるされないに関わらず、町有地と中の官有地の違いですとか、いろんなことを整合性がとれたなかで、発信していく必要があると思います。公正・公平というのが町の基本的な方針でございますし、私もこれは貫かねばならないと思っております。

この期に及んで、この変更案を出すのは私も非常に恥ずかしい思いをしておりますし、町民の皆様方から批判されてもいたし方ない今の状況だと思っております。

しかしながら、ここは皆様方のお力添えをいただいて、もう一度原点に立ち返って、今の町益に本当に利するものかどうかどうか。現状を放置して、そのまま先送りする、棚上げす

ることが本当に町益になるのかどうかということを考えてまいりました。これをできたら新しい提案が受け入れられるように努力するのが私の仕事だろうと、町長としての立場だろうと思って今日に至りました。

そのなかで、いろいろ試行錯誤はありましたが、今回の提案でおそらくこれからもご意見をいただくんだろうと思いますけれども、町にとっての最大の懸案事項、課題であった中の官有地の問題を一定の区切りをつけて、判断をしていただいた上で、なんとか前向きにこれからも環境整備、中地区の活性化に取り組んでいきたいなという思いでございます。これは町職員も今までずっと課長会のなかでもいろいろと議論してきましたけれども、そういうなかでの最終的な結論でございますので、私自身も今まであまり議会の皆さん、そしてまた町民の皆さんに情報提供できてない、あるいは、いろんな思惑が伝わっていないところがありますので、これは反省しきりでございます。

もう一度原点に立って、私も真摯に反省をして、議会議決の重み、そしてまた、それ以上に今回の提案が町にとって町益にかなうものであるという、私の今言える最大限の最終的な結論でございますので、何とか皆様方にご理解をお願いしたいということでございます。

どうかご理解いただきまようお願いを申し上げる次第でございます。

○議 長

12番 玉置君

○12 番

今一度確認で、質問させていただきます。

昨日、議員懇談会で資料をいただきまして、読んだんですけども、難しすぎてすぐにはわからなかったもので、そのときに質問をようしなかったのですが、誤信使用財産についてちょっと読ませていただきますから、この確認だけお願いしたいと思います。

誤信使用財産については、使用の態様、どのように使っているかによっては、借地権、借家権、賃借小作権、永小作権又は地上権のいずれかの権利を付着している事例に準じ評価する。値段を評価するわけですね。そのために、5割相当を控除できるというふうに私は理解したんです。

ですから、誤信使用財産の項目を当てはめるためには、路線価格。これで見ますと、百々千園側が、平米1万3,100円の50%掛けというのが正解だと思うんですが、ここでは、0.6の借地権割合でまず値段をそこで下げている。その上に、誤信使用財産の項目を当てはめて5割掛けにしているというところなんです。ですから、これは二度引きになるように思うんです。誤信使用財産のなかに、あくまでも、借地権、借家権、こういった権利が付着している。だから、誤信使用財産という項目のなかにはこの権利はすでに入っている。だから、それを含んだ値段が5割引きですよと私は思うんです。

このまま、まず先に借地権割合で6掛けにした上に、誤信使用財産として50%引くということは、これはちょっとまずくないですか。これはこれで整合性がとれていますか。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

昨日出ささせていただいた最終のページの価格計算の部分だと思います。

これにつきましては、前々回の議員懇談会のなかで、福岡の裁判事例につきましてご説明

させていただいたと存じますが、そのなかでも裁判に基づいて、誤信使用財産に基づいて計算されていた額をお示ししてございます。

今回もお示ししてございますように、まず借地権割合につきましても、誤信使用財産の要領のなかに示されてございまして、残る50%というのは特例措置ということになってございます。不法占拠というなかで争った裁判においても和解の勧告のなかで、そういうところまで至ってきましたということでご説明させていただきましたところございまして、今回ののは、国で示す誤信使用財産に十分当てはまる例にあたりますので、その取扱要領に基づいた計算式に基づいて出させていただくという考えでございまして、福岡の裁判とは事例としては違うものでございますが、誤信使用財産の計算はそのようになります。

○議 長

12番 玉置君

○12 番

では、確認ですけども、誤信使用財産の価格算定の場合に、まず借地権割合で6掛けにして、そのあとこのように誤信使用財産の割合を掛けたものは正解だということよろしいんですね。

○議 長

整合性があるかないかの答弁をお願いいたします。

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

誤信使用財産の取扱要領、一から説明しないと、その部分についてはたどりつかないんですけども、誤信使用財産を計算するときには、いかなる権利が付着しているかということをもまず路線価格、相続税の関係なんですけども、路線価格掛ける誤信使用財産として認められているような、付着している権利が0.6、今回の場合は60%で、40%減額していますけども、これにつきましても、使用期間によって変わってきます。何年使用しているかということでも変わってきますけども、それはまずそこで計算させていただく。残りの50%というのは特例措置ということななかで、計算させていただいているものですので、計算はそのようになっています。

○議 長

質疑を閉じることにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

8番 三倉君（登壇）

○8 番

反対討論を行います。

この案件につきましては、先ほど提案理由の説明についてもございましたが、平成25年6月定例会の第52号議案で、全会一致で可決された案件であります。それが修正をという形で提出されているわけでありまして、その件について、近傍地で国有地が払い下げられ、払い下げ価格が平成25年の第52号議案で可決した金額より安い金額であるとのことで、払い下げ対象者の方々と払い下げ価格について合意が得られないという状況であった

のではなからうかと、かいつまんでですけども、そう思うわけでありませう。

当該地の問題は長年の課題であって早期解決に向けて中地区町有地払い下げの価格の変更についての今回の提案ということであるわけでございますけれども、私はこの件について反対を申し上げるということでもあります。

何回も繰り返すわけでありませうけれども、平成25年6月議会の第52号議案については全会一致で可決したということでもあります。この重みについてもう少し考えていただきたいということもございます。この案件は議会から提出したものでなしに、当局からの提案であったわけでもあります。

元来、白浜町において払い下げ価格においては政策による払い下げ価格でなく、鑑定士を入れ、払い下げ価格を決定し、その価格を導入してきたという経緯があると思うわけでありませう。その経緯があるなかで、この払い下げの案件に関しては、長年に渡りいろいろな形で地区の方々にご迷惑をおかけしてきたというような当時の説明でもあったと思うわけでありませう。そういったことから、鑑定士が出した払い下げ価格そのままでなく、価格の60%をもって払い下げ価格としたという説明であったと思うんです。そうした取り決めできているということから、私は鑑定士が出した価格についての町の方針に本来従うものです。

今回の払い下げについては、当時のことですけど、地元の方々に変な迷惑をかけたということの説明もあって、だから算出価格の60%についてしたと、出したということであったので、この議案については私も賛成し、第52号議案は全会一致で可決した結果であると思ひます。

ただ、このことについて私の支持者の中で、2、3の方から私に対してクレームがあったわけでありませう。この方の意見はこのようでした。元来、国有地の払い下げには時効取得は適用されないし、賃借等による軽減措置はないということをおっしゃられたわけだ。私の知る範囲でも、今までに個人において国有地の時効取得や賃借による軽減措置はないように確認しているところでありませう。従って、支持者の方が指摘されることについて、60%減額したということについて、弁解の余地はないなということは私自身思っているわけでありませうけれども、そのような状況と申しますか、長年の地域の方に迷惑をかけたという関係からそうしたんだと、法律的にないような弁明を私はその方に申し上げているところでありませう。

今回の提案は、払い下げ価格が近傍地での国有地の払い下げ価格にかかる2、3件あった物件のなかで一番安価な払い下げ価格に準じた価格でもって払い下げ価格としているのではないでしやうかと思うわけでありませう。このことは、私も異を唱えるところでありませう。私の支持者に対して、また町民に対してもこういったことが今までの経緯からしたら理解をなかなか得られがたいと思うから申し上げているわけでありませう。

この示された価格については、今までにあった2、3の当局の説明のなかで、現在示されている価格にあつては、この価格ありきのなかの減額に対する材料を、また減額できそうな材料により示してきているように私は思われるわけでありませう。

従って、説明のたびに出てくる案件が違ふと私は取っているわけでありませう。それが、広大地解釈であつて70%減額できるのでないかということであつたり、昨日説明のあった誤信使用財産取扱要綱を用いたものであるように思えるわけでありませう。この制度そのものを用いるなかで、私はこのことについても少し疑問を感じているところでもありませう。

今ひとつは、対象者の方が当該地を必要としているというように、昨日いただいた資料の

なかではあったわけです。そうした場合に、同僚議員からも質問がありましたけども、必要であって欲しいのだったら、少し高くても払い下げを受けるように考えられるのではないかとという質問もあったと思います。

今ひとつは、現にそういった方がいてたんでしょうか。平成25年の第52号議案の価格で即座に契約した方がいらっしやったということでもあります。その事実は歪めない事実であります。そういったことからしても、価格について別に今下げなくても、折り合いがついている方もいらっしやったということは、減額する提案について少し矛盾を感じる場所でもあります。

それから、今ひとつは、国からただでもらったのではないかと説明があったんですけども、そのことについても先ほど同僚議員から、そうでなしに少しの金が町から負担されていて、それが町民の税金のなかから賄っているということにも加味するのではないかとということだから、闇雲にと言ったら失礼なんですけども、金額が高いということについて、払い下げ価格が高いということについては値しないのではないかと思うのです。

それと、今ひとつは、同僚議員が申してましたように、それであるんだったら賃貸借の契約なり、そういうひとつの方法もあろうと。そのなかで見出していくこともあるんじゃないかということ今回初めて公式の場でそういうことを申してましたけども、以前にも陰ながらそういった方法も考えたらどうなということ提案していたということ踏まえて、そういうことがないなかで、こういう提言をされたということについて私は反対の意を唱えるものであります。

以上です。

○議 長

次に、賛成討論ございますか。

9番 長野君（登壇）

○9 番

私はただいま上程されました議案第77号 土地の処分についての議決の変更について、賛成の立場から討論させていただきます。

この土地の処分につきましては、本会議におきまして平成25年6月20日に可決されたものであります。4年と数カ月が経過する現在においても、払い下げに着手できていないのが現状であります。議会での可決以降の町当局の取り組みについては、これまで幾度と全員協議会あるいは議員懇談会の場で説明を受けてきたところでもあります。また、議会からは機会あるごとに、この課題の早期解決を求めてきたところでもあります。このことは、町当局も同じ思いであり、まして払い下げ関係者の方々にとりましては、まさに切望されているのではないかと思う次第であります。

昭和37年に町が関係者から付託を受けて取り組んできたこの官有地の払い下げは当局においてはもちろんのこと、町議会においても歴代の先人、先輩議員が努力を重ねてきた積年の課題であると思います。一日でも早く払い下げに着手し、関係者の方々の思いを実現することが町に課せられた大きな責務であると思います。

議会で一度議決した議案であります。払い下げ関係者の方々の大半が、改正後の手続き等については基本的に理解を示されているということでもあります。今後、諸条件を提示していくなかでも個々に事情があると思いますが、私は払い下げ関係者の熱き思い、熱き願いを

皆さんにしっかりと受け止めていただき、一日でも早く払い下げ関係者の期待に応えていただきたい。そして、中地区の活性化をぜひ図っていただきたいという思いから、議案第77号 土地の処分についての議決の変更について賛成をいたします。

以上、討論とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長

次に、再度反対討論ございますか。

13番 楠本君（登壇）

○13番

この議案に対して、反対討論を行います。

先ほど質疑のなかでも申し上げましたように、私は平成25年6月議会における議決は最たるものであると今でも確信を持っております。

また、鑑定価格を基礎とした払い下げ価格に固執することなく、関係者の真摯に協議し、双方が納得できる価格をもって払い下げを進める。これは中の官地払い下げ委員会の委員長ではなしに居住地等対策委員会に対してこのように申されたと思います。この居住地等対策委員会は町はこれは認めていない団体であると全員協議会で言うているんです。その団体の7回の話し合いをもって議決案件以下の、半値以下の価格でない。経過はいろいろあるにせよ、賃借権、使用貸借権、占有権、借地権もない賃貸料も払っていない土地は国から譲与を受けた時点で町有地である。

また、議決された金額より4,417万9,760円の減額となっております。私は町の土地政策において、鑑定価格で譲渡する、これが大前提である。

従いまして、平成25年6月議会については、今までの経過を踏まえて、40%軽減の価格を十分勘案した上で、全会一致で議決したところであります。

また、この土地の問題については、水本町長のときにも鑑定価格でもって行いたいということをお官地払い下げ委員会の席上で言っている議事録も私は入手しております。

また、そういう部分についての議事録については公に出ておりませんが、私は今の町長にすべてを課するというつもりはありませんけれども、やはりこの積年の課題については50年の歴史のなかで、平成25年からもう経っているんですけれども、それは国体があったり、いろいろあったという町の答弁がありましたけれども、町の怠慢は許せない。私はそのように思います。

そうしたなかにおいて、私は今回の提案に対して、先ほども質疑のなかで言わせてもらったように、今一度踏みとどまって、平成25年からの賃貸借契約を結んで、そして、あと2年経ったら売買契約を結ぶという交渉が中の居住地等対策委員会となぜできないのか。議会を優先するのか、居住地等対策委員会を優先するのか、ニワトリと卵の論議になりますが、居住地等対策委員会と値段の交渉はしていないと言いながら、値段を決めて議会どうなという提案については、私は平成25年6月議会の議決に際して、大いに齟齬が生じるというように思います。

そうしたなかにおいて、今回の土地の処分の変更に伴う案件については、私は中地区の居住地環境、さらには住民の皆さんの要望にはいち早く応えていきたい。何も反対するものではございませんし、早く解決したいという気はありますが、今一度踏みとどまって考える余地はないのかということから、反対討論といたします。

○議 長

次に、再度賛成討論ございますか。

7番 廣畑君（登壇）

○7 番

奇しくも地元のひとりとして、この機会に賛成討論をすることができます。よろしく願いしたいと思います。

今、お二人の反対討論をお聞きしましたし、町長、総務課長の議案についての説明をいただきました。

この課題については、半世紀以上にわたり、行政、議会が取り組んでまいりましたが、さまざまな経過をたどって実現できていません。官地が国から町へ譲与されてから、この機会が最後の機会とこのようにとらえ、関係者、区民、そして行政、議会も取り組んでまいりました。多くの町民の方々、ここにおられる議員の皆さん、さまざまなご意見、考え方を拝聴いたしました。今のお二人の反対討論につきましても、私自身も言うことはあるなというふうに思います。私自身もそうした皆さんのこの問題に対する考え方をお聞きして、本当に勉強をさせていただきました。

地元におりますと、年配者が年を追うごとに亡くなったり、病気になったりしていますが、そのようななか、私の代で払い下げを完結したいという意思が、何とか早くして解決してほしい、そうした思いがひしひしと感じられます。50年余りのこの払い下げ問題を解決できれば、やはり防災対策、そして空き地を利用した駐車場やトイレの整備、公園としての海浜の活用等、地域の今後の取り組みをしていく道が開けていく、このように確信します。

どうかこの問題、今回のこの機会を逸することなく、この払い下げ問題、町民の皆様のご理解、そして議員の皆さんの賛同をいただきたく、この議案第77号、可決いただきますよう、賛成の討論とします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議 長

討論を終結することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

討論を終結します。

反対討論がありましたので、起立によって採決します。

議案第77号について原案に賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議 長

起立多数であります。

従って、議案第77号は原案のとおり可決されました。

休憩します。

（休憩 12時40分 再開 14時36分）

○議 長

再開します。

西尾議会運営委員長から報告を願います。

2番 議会運営委員長 西尾君（登壇）

○2 番

休憩中の議会運営委員会の協議の結果をご報告いたします。

長野議員より議案第77号 土地の処分についての議決の変更に関する付帯決議が提出されました。所定の賛成者がございます。

提出された付帯決議を日程に追加し、日程の順序を変更し議題とすることになりましたので、ご了承のほどお願いいたします。

○議 長

資料を配布してください。

(資料配布)

○議 長

お諮りします。

ただいま長野議員から提出されました発議第6号 議案第77号 土地の処分についての議決の変更に関する付帯決議について、追加日程第17として日程の順序を変更し直ちに議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、発議第6号については、日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

(12) 追加日程17 発議第6号 議案第77号 土地の処分についての議決の変更についてに関する付帯決議

○議 長

追加日程第17 発議第6号 議案第77号 土地の処分についての議決の変更についてに関する付帯決議を議題とします。

事務局長に案件を朗読させます。

番外 事務局長 泉君

○番 外(事務局長)

発議第6号を朗読した。

○議 長

提案理由の説明を求めます。

9番 長野君(登壇)

○9 番

発議第6号 議案第77号 土地の処分についての議決の変更に関する付帯決議について、提案説明を行います。

中地区官有地の払い下げは積年の課題であり、過去から議会も課題を解決すべく取り組んでまいりました。

実際、平成25年6月定例会において議案が上程され、全会一致で可決したところであり

ます。

しかしながら、議決後、払い下げの協議が整わず、議決した案件が執行されない中、払い下げ価格の変更の議案を平成27年12月定例会に上程し、撤回。さらに、平成28年6月定例会で再上程し、否決となりました。

その際、払い下げ価格の変更にかかる当局の説明について、議会が納得するには不十分など、厳しい意見がありました。

しかしその一方で、払い下げ対象者が一定の理解を示し、早期の払い下げを望んでいることを考えると、一日も早くこの課題を解決し、住民が安心して暮らし、そして地域が発展する施策を講じる必要があります。

当局は本件に対する議会の意見を真摯に受け止め、議決の重みを認識し、払い下げ対象者や中地区に混乱を生じさせたことを猛省すべきであります。

そして、中地区全体の円満な解決を図るよう努め、対象者への払い下げに早期に取り組むことを求めるものであります。

以上で終わります。

○議 長

ただいま長野君から提案説明がございました。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

発議第6号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、発議第6号は原案のとおり可決されました。

(13) 日程第11 発議第4号 監査請求に関する決議

○議 長

日程第11 発議第4号 監査請求に関する決議を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

3番 古久保君(登壇)

○3 番

監査請求に関する決議ということで、監査を求める事項といたしまして、平成29年度当

初予算において、湯崎地区漁業振興施設及び湯崎浜広場の維持管理に係る経費の主な事業内容として、警備委託料464万3,000円を計上し、議会議決を得ている。契約行為実績報告では、契約日平成29年4月1日、湯崎浜広場駐車場整理業務と委託業務内容、名称が変更され、警備資格を有しない特定業者に400万円にて随意契約をされております。

監査の理由といたしまして、まず1つ目に、議会議決の事業内容と実績業務委託内容は全く異なる業務であると。議会議決の事業内容というのが警備委託料との名称です。そして、契約の名称は駐車場整理業務と名称が変えられております。職種もこれは違います。そういう意味で1番目。それから、議会議決については、前回からも中地区の問題においても議会議決の重みというのは皆さんもご存知だと思います。そういう意味で、議会議決をどう行政側が解釈されておるのか、その辺のところを監査委員に再度ご一考いただきまして、ご検討いただきたいなと思っております。

2つ目には、競争又は入札の方法によらず委託業者を選定し、随意契約とした根拠は何かということですが、根拠がこの契約書のなかに提示されていないんです。同じく、委託料のなかに、浮き桟橋委託料というのがこれも予算のなかに入っております。この契約においては、きちんとした手続きがしておられます。浮き桟橋の清掃業務契約書にはきちんと株式会社フィッシャーマン、三栖敏一という見積書が提示されております。そして、この随意契約においても随意契約理由書というのも添付されております。これが私は当たり前前の行政側の行為だと思うんです。そういう意味で、私はこの警備委託料の名称を変えて、駐車場整理業務と、この行為は駐車場整理業務であればこの随意契約も解釈できるかと思うんです。ですけど、当初の議会で予算を議決した段階での警備委託料においては、私は随意契約にも該当しないという意味で、この辺のところを添付書類の不備を指摘したいと思っております。

3番目に、特別な場合を除き、入札を執行しない業務委託契約は違法の疑いありということなんですけども、警備委託料の随意契約は名称を変更するとだめなんです。警備委託料の随意契約ということであれば、地方自治法施行令第167条の2第2号に適さない。警備委託料では私は適さないと思っております。競争入札すべきだと私は思っております。そして、値段が指名競争の業者からあわなければ、最終的に話し合いの上で随意になる可能性もあろうかと思っておりますけども、その手続きを省いてまで即随意契約というのは、私は成り立たないだろうと思っております。

4番目に、以上の理由により、400万円の支出は不正であり、契約は無効であると私は思っております。

5番目、業務委託契約書には、金額400万円に対し、積算資料がなく査定の根拠が不透明であるということは先ほど説明しましたように、見積書も付いていない。それから随意契約書の理由書も添付されていない。ただ、400万円の随意契約というところの行政側の姿勢というのが私は理解ができない。

そういう意味で、監査委員の皆様方に再度、月の監査は済んでおられると思っておりますけれども、再度本年度の監査としてご一考いただきたいなと思う次第でございます。

私が思うには、この湯崎浜広場、またフィッシャーマンに対しては、当初指定管理料というのがあったんです。計画したんです。それを1,500万円から町民の風当たりによって、すべてほとんど指定管理をなしにしました。そのときには浮き桟橋も、この警備委託料も指定管理料のなかに入っておったんです。それを行政のほうで見ようやないかという形で変更

されております。私はそこにつまずきがあったんじゃないかなと思うんです。やっぱり指定管理というのは、ある程度請け負う業者には出してあげる。我々行政側の施設として営業してもらうのであれば、ある程度のお金を出していくのが当たり前だと。その辺の当時の判断が私は間違っているのではないかなと。そういうところに無理があって私の目からすると、こじつけのような形で随意契約で指定管理料に見合うだけのお金を捻出しているというふうにはしか見えないということの理由でございますので、どうぞよろしく申し上げます。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。

11番 南君

○11 番

先ほど、監査委員に再度検討いただきたいという提案理由の説明だったんですけども、今年度ですので、4月から9月、まだおそらく監査委員さんはしていないと思うんです。極論ですけども、今年の監査委員さんが現年ですので、指摘する場合がありますか分からないんですけども、それがまだ終わっていないのに請求というのはどういうおつもりなんでしょうか。

○議 長

3番 古久保君（登壇）

○3 番

お答えします。

今、疑問があったと思います。監査委員さん、私もなったことないのでわかりませんが、だいたい1カ月、1カ月お金の出し入れされているのかその辺のところわからなかったものですから、私は4月の契約ですので、4月、5月でこの件についてされたのかなと思ったものですから、再度お願いしたいということなんです。ですから、監査委員さんが半年でやられるのか、1年間まとめてやられるのかということの知識がなかったものですが、そういうことになったということでございます。よろしく申し上げます。

○議 長

10番 岡谷君

○10 番

先ほど提案されましたところですが、平成28年度の審議をしまして本議会で提案したところでございます。これにつきまして、予算の執行において、議員として検査権もございますし、当局に対する予算の執行内容について十分な質疑をしていく場でもありますので、私、今監査という形でものを申ししていないんですけども、そういう形で順序だてた審議のほうがよいと思います。その辺どうでしょうか。

28年度の決算審査、今回の本議会でさせていただいております。29年度に対する内容の執行についてはまだ検討の時期ではございませんし、まして議員としての職権もございません。検査権もございますので、ある程度当局と詰めた話で通しながら、今言われた理由の5点につきましても、ある程度議員としての立場で内容を精査できるものでございますので、その点やはり考えていただきたいと思います。

○議 長

3番 古久保君（登壇）

○3 番

ただいま監査委員の岡谷議員からご質問いただきました。

各議員の個人の権限で予算執行に対して異議を申し立てて当局側と話すればいいかなと思いますけれども、一応この疑問については私は一般質問をしております。そのなかできちんとした私が納得できる答えをもらっておりません。私は理解できません。そうすれば、どこが頼りかといいますと監査委員、監査の先生方をお願いしなければ、法的にもどうか、こういう当初予算で決めた項目が変更されて契約する、これがまかり通るのかというところの疑問をどこにぶつけるかという監査委員さんにしかぶつけられない、お願いできないという思いでございますので、その辺のご理解をお願いしたいと思います。

○議 長

質疑を閉じることに異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

12番 玉置君（登壇）

○12 番

先ほどの古久保議員の提案に対して、今回の事案に関しては、いち早く監査委員の意見を聞いて、決算認定の際の参考にしたいとの思いはわかりますが、定期監査で十分であると、そのように思います。

定期監査報告を待たずに監査請求をして、監査報告を急ぐことは、このこと自体が多くの町民に「火のないところに煙はたたず」といった無用の疑念を惹起させる可能性を含んでいると思います。灰色であるかのような予断を与えかねず、流言飛語が職員の名誉を傷つけるようなことさえも考えられ、議会としても容認できません。

特別に監査請求するのではなく、定期監査報告を待ったほうがよいのではないかと考えます。

ゆえに、今回の監査請求については反対をいたします。

○議 長

次に、賛成討論ございますか。

8番 三倉君（登壇）

○8 番

私は賛成の立場から討論を行います。

提案理由の説明については、古久保議員のとおりであります。そのなかで、私といたしましても、節の流用は認められているところであることは重々存じ上げているわけでありましても、節の説明、議案審議の中で項目の説明に基づいて、我々がそのことについて可否をすと思っていますところでございます。

そういったなかで、警備委託と駐車場整備事業とでは丸々異なるものの執行がされているということから、今一度、古久保議員も質問等されてはいますけれども、そういった質問の当局側と、監査委員としてはどう思っているのかということについても聞きたいという格好があるものですから、そういったもののなかから、私はこの監査請求に関する決議について賛同

するものであります。今回の発議について賛同するものです。

以上です。

○議 長

再度、反対討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長

再度、賛成討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。

この採決は起立によって行います。

この決議のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立少数)

○議 長

起立少数であります。

従って、発議第4号は否決されました。

(14) 日程第12 発委第5号 「全国森林環境税」の創設に関する意見書の提出について

○議 長

日程第12 発委第5号 「全国森林環境税」の創設に関する意見書の提出についてを議題とします。

事務局長から案件を朗読します。

番外 事務局長 泉君

○番 外(事務局長)

発委第5号を朗読した。

○議 長

提案理由の説明を求めます。

(省略の声あり)

○議 長

省略いたします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

5番 丸本議員(登壇)

○5 番

反対討論をさせていただきます。

発委第5号「全国森林環境税」の創設に関する意見書案は、森林、林業、山村対策の抜本的強化を図るため、森林環境税の早期創設を求める意見書案であります。

意見書案の中に、平成29年度税制改正大綱において、「市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の活用を含め、都市、地方を通じて、等しく負担を求め、市町村による森林整備等の財源に充てる」としています。

全国における、独自課税の取り組み状況は、水源林の育成、間伐の推進、荒廃林の森林整備、保全のため法定外目的税等に取り組みをしている都道府県は、平成16年1月末で38都道府県で導入されています。

和歌山県では「紀の国森づくり税」が導入され、均等割500円の負担が県民に課せられています。この上、国による「森林環境税」が課せられれば、「紀の国森づくり税」と「森林環境税」の二重課税となる可能性もあります。

また、「紀の国森づくり税」同様に「森林環境税」も意見書案の文面に、住民税均等割との文言があり、このことは所得の多少に関わらず、税額が同じになってきます。

特に、低所得者層にとっては税の負担増になり、生活苦に繋がってくるのが考えられます。

「森林環境税」の導入は二重課税となり、住民負担増になる可能性があるため、この意見書案には反対いたします。

以上です。

○議 長

次に、賛成討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長

再度反対討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。

反対討論がありましたので起立によって採決します。

発委第5号について原案に賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議 長

起立多数であります。

従って、発委第5号は原案のとおり可決されました。

(15) 日程第13 発議第5号 議員派遣について

○議 長

日程第13 発議第5号 議員派遣についてを議題といたします。

白浜町議会会議規則第128条の規定による議員派遣について、お手元に配布のとおり決

定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議員派遣についてはお手元に配布のとおり決定いたしました。

(16) 日程第14 発委第6号 閉会中の継続調査申出書 (議会運営委員会・総務文教厚生常任委員会・観光建設農林常任委員会・議会広報特別委員会)

日程第15 発委第7号 閉会中の継続審査申出書 (決算審査特別委員会)

○議 長

日程第14 発委第6号 閉会中の継続調査申出書、日程第15 発委第7号 閉会中の継続審査申出書を一括議題とします

各委員長の申し出のとおり、それぞれの委員会において閉会中も調査または審査を継続することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、各委員長から申し出のとおり、それぞれの委員会において閉会中も調査または審査を継続することに決定しました。

これをもって平成29年第3回定例会に付議された事件はすべて終了いたしました。

閉会にあたり町長から挨拶の申し出があります。

これを許可します。

番外 町長 井潤君 (登壇)

○番 外 (町 長)

閉会にあたりまして、ひと言ご挨拶を申し上げます。

9月5日に本定例会を招集させていただき、本日まで議員各位には提案いたしました案件をはじめ、観光、経済、環境、福祉、農林水産、教育等の各種施策をはじめ、町政全般にわたり、鋭意ご審議をいただき、誠にありがとうございました。

なかでも、中地区旧官有地の払下げに係る土地の処分についての議決の変更につきましては、厳しいご意見も賜りましたが、ご承認いただきましたこと、心より厚く感謝と御礼を申し上げます。

また、提出されました付帯決議を真摯に受け止め、公平、公正、丁寧かつ迅速な対応に努めてまいります。

今後は、払下げを進め、地域の環境整備に取り組んで参りたいと存じますので、議員各位のご指導賜りますよう心からお願い申し上げます。

本定例会におきまして、議員各位から賜りました貴重なご意見、ご提言を真摯に受け止め、行政運営に生かしながら、各種施策のより一層の進捗を図って参りたいと存じます。

今後とも、議員各位のご指導、ご鞭撻をいただきながら、町政の伸展に、職員と一丸となって全力を尽くす覚悟でございますので、よろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議 長

挨拶が終わりました。

お諮りします。

本日をもって白浜町議会平成29年第3回定例会を閉会したいと思います。

閉会することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、白浜町議会平成29年第3回定例会はこれをもって閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

議長 溝口 耕太郎は、15時16分閉会を宣した。

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

平成29年9月21日

白浜町議会議長

白浜町議会議員

白浜町議会議員